

二 特定承認保険医療機関（国共済法第五十五条の三第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関をいう。）から国共済法第五十四条第一項各号に掲げる療養（食事療養及び選定療養（同条第二項に規定する選定療養をいう。以下この条において同じ。）を除く。）を受ける場合（第三号に掲げる場合を除く。）その療養に係る費用の額に相当する金額

三 保険医療機関等から国共済法第五十四条第一項各号に掲げる療養（食事療養を除く。）を除く。）に併せて食事療養を受ける場合（第三号に規定する金額及び当該費用の額から国共済法第五十七条第二項第七号に規定する標準負担額を控除した額に相当する金額（第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日より以降に被災国共済被扶養者が受けた食事療養については、当該費用の額から国共済法第五十七条第二項第七号に規定する標準負担額を控除した額に相当する金額）の合算額）前項第一号に規定する療養に係る費用の額は、国共済法第五十五条第六項に規定する費用の額と、前項第二号に規定する療養に係る費用の額とは国共済法第五十五条の三第二項第一号に規定する費用の額と、前項第四号に規定する食事療養に係る費用の額は国共済法第五十五条の二第二項に規定する費用の額とする。

四 第九条の規定は、国共済法第五十七条第七項において準用する国共済法第五十六条第一項又は第二項の規定により被災国共済被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。この場合において、国共済法第五十七条第八項の規定は、適用しない。

（国共済法の家族訪問看護療養費の額についての特例）

済被扶養者が受けた指定訪問看護について国共済法第五十七条の二第一項の規定により当該被災国共済被扶養者に係る組合員に対して支給される家族訪問看護療養費の額は、同条第二項の規定にかかるわらず、当該指定訪問看護に係る同項に規定する費用の額に相当する金額とする。
(適用)
第十三条 第六条から前条までの規定は、平成七年一月十七日から適用する。

比べて著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた給与の額を給与月額として、その著しく上昇した月から、標準給与を改定することができる。

3 私学共済法第二十二条第八項の規定は、前二項の規定により改定された標準給与について準用する。

(国共済法の療養の給付に係る一部負担金の支払の免除の特例等に関する規定の準用)

第十五条 第六条の規定は私学共済法による組合員(私学共済法第二十五条において準用する国共済法第五十九条第一項本文の規定の適用を受ける私学共済法第二十五条において準用する国共済法第五十九条第一項に規定する一年以上組合員であつた者(以下この条において単に「二年以上組合員であつた者」という。)を含み、老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)であつて阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他的事情(第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情)を参考して文部省令で定めるもの(以下この条において「被災私学共済組合員」という。)が私学共済法第二十五条において準用する国共済法第五十五条第二項の規定により被災私学共済組合員に對して支給する第二号又は第三号に掲げる医療機関又は薬局に対しても支払うべき私学共済法第二十五条において準用する国共済法第五十五条第二項の規定による一部負担金について、第七条から第十条までの規定は私学共済組合が私学共済法第二十五条において準用する国共済法第五十五条の二の第一項、第五十五条の三第一項、第五十六条第一項及び第二項並びに第五十六条の二第一項の規定により被災私学共済組合員に對して支給する入院時食事療養費の額・特定療養費の額・療養費の額及び訪問看護療養費の額について、第十一条及び第十二条の規定は私学共済組合が私学共済法第二十五条において準用する国共済法第五十九条第五十七条第一項及び第五十七条の二第二項の規定により私学共済法による被扶養者(一年以上組合員であつた者の被扶養者及び私学共済法第五十五条において準用する国共済法第五十九条

被害の状況その他の事情（第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情を参照して文部省令で定めるもの（以下この条において「被災私学共済被扶養者」という。）において「被災私学共済被扶養者」が受けた療養又は指定訪問看護（私学共済法第二十五条において準用する国共済法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護をいう。）について当該被扶養者係り合

被害の状況その他の事情（第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情を参照して文部省令で定めるもの（以下この条において「被災私学共済被扶養者」という。）が受けた療養又は指定訪問看護（私学共済法第五十六条の二第一項に規定する指定訪問看護をいう。）について当該被災私学共済被扶養者に係る組合員（一年以上組合員であった者及び私学共済法第二十五条において準用する国共済法第五十九条第二項の規定の適用を受ける被災私学共済被扶養者を含む。）に対しても支給する家族療養費の額及び家族訪問看護療養費の額について準用する。

受けたその開設する病院の災害復旧に要する費用（次項第二号に掲げる病院にあっては、政令で定める施設の災害復旧に要する費用）について、他の法令の規定にかかわらず、予算の範囲内において、その一部を補助する。

前項の規定により国が行う補助の割合は、次の各号に掲げる病院の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

一 特定被災地方公共団体の開設する病院
二 その他政令で定める病院

（火葬場の災害復旧に関する補助）
一分の一

国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けたその設置する火葬場（墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第十九条第七項に規定する火葬場をいう。）の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

（畜場の災害復旧に関する補助）
二十分の一

国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けたその設置する畜場（と畜場法（昭和二十八年法律百四十四号）第三条第二項に規定すると畜場をいう。）の災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その三分の二を補助する。

（水道の災害復旧に関する補助）
二十分の二

国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けたその設置する水道事業（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三条第二項に規定する水道事業をいう。）又はこれに類する事業として政令で定めるものに係る水道（同条第一項に規定する水道をいう。）であつて、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その十分の八を補助する。

（一般廃棄物の処理施設の災害復旧に関する補助）
二十分の三

国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。）の処理施設であつて政令で定めるものの災害復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その十分の八を補助する。

（社会福祉施設の災害復旧に関する補助）

第二十三条 国は、都道府県が、次に掲げる施設

であつて阪神・淡路大震災により著しい被害を受けたものを設置した特定被災地方公共団体である市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において単に「指定都市」という。）を除く。以下この条において同じ。）の

当該施設の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該都道府県が六分の五を超える率による補助をする場合は、その超える部分の四を補助する。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター並びに同条第五

項の規定により設置された軽費老人ホーム

二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十九条第二項第七号の授産施設

三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第二項第七号の授産施設

四 社会福祉法第二条第二項第七号の授産施設

五 当該施設の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、当該都道府県が六分の五を超える率による補助をする場合は、その超える部分の四を補助する。

一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十五条第二項の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター並びに同条第五

項の規定により設置された軽費老人ホーム

二 知的障害者福祉法第十九条の規定により設置された知的障害者更生施設、知的障

害者福祉ホーム

三 知的障害者福祉法第十九条第二項の規定により設置された知的障害者更生施設、知的障

害者福祉ホーム

四 社会福祉法第二条第二項第七号の授産施設

五 当該施設の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、当該都道府県が六分の五を超える率による補助をする場合は、その超える部分の四を補助する。

一 老人福祉法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター並びに同条第五

項の規定により設置された軽費老人ホーム

二 知的障害者福祉法第十九条の規定により設置された知的障害者通勤寮及び知的障害者福

祉ホーム

三 社会福祉法第二条第二項第七号の授産施設

四 社会福祉法第二条第二項第七号の授産施設

五 当該施設の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、当該都道府県が六分の五を超える率による補助をする場合は、その超える部分の四を補助する。

一 老人福祉法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター並びに同条第五

項の規定により設置された軽費老人ホーム

二 知的障害者福祉法第十九条の規定により設置された知的障害者通勤寮及び知的障害者福

祉ホーム

三 社会福祉法第二条第二項第七号の授産施設

四 社会福祉法第二条第二項第七号の授産施設

五 当該施設の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、当該都道府県が六分の五を超える率による補助をする場合は、その超える部分の四を補助する。

一 老人福祉法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター並びに同条第五

項の規定により設置された軽費老人ホーム

二 知的障害者福祉法第十九条の規定により設置された知的障害者通勤寮及び知的障害者福

祉ホーム

三 社会福祉法第二条第二項第七号の授産施設

四 社会福祉法第二条第二項第七号の授産施設

五 当該施設の災害復旧に要する費用につき六分の五を下らない率により補助する場合には、当該都道府県が六分の五を超える率による補助をする場合は、その超える部分の四を補助する。

一 老人福祉法第十五条の規定により設置された老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センター並びに同条第五

項の規定により設置された軽費老人ホーム

二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第二十七条第四項の規定により設置された身体障害者更生施設

三 身体障害者

療護施設、身体障害者福祉ホーム、身体障害者授産施設、補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設

者授産施設、補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設

者授産施設、知的障害者通勤寮及び知的障

害者福祉ホーム

2 健保保険者は、前項の規定により健康保険の標準報酬が改定された健康保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成七年十二月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、健康保険の標準報酬について改定することができる。

3 健康保険法第三条第五項の規定は、前二項の規定による医療を受けることができる者を除く。)であるが、その月の健康保険の標準報酬の基礎となる報酬月額に比べて、著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、健康保険の標準報酬について改定することができる。

4 健保保険者は、前項の規定により改定された健康保険の標準報酬について準用する。

(健康保険の一部負担金の支払の免除の特例)

第二十五条 健保保険者は、健康保険の被保険者(健康保険法第五十五条の規定の適用を受ける者)を含み、日雇特例被保険者及び老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)であつて、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情(特定被災区域における災害救助法第二条に規定する救助の実施状況を勘査して厚生大臣が定める日の翌日以降においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情)をしん酌して厚生省令で定めるもの(以下この条から第二十九条までにおいて「被災健保被保険者」という。)が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に受けた療養の給付について、健康保険法第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局に支払うべき同法第四十三条ノハ第一項の規定による一部負担金の支払を免除することができる。

2 前項の規定により一部負担金の支払を免除された被災健保被保険者は、健康保険法第四十三条ノハの規定にかかるわらず、一部負担金を同法第四十三条第三項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局に支払うべき負担金について準用する。

3 前二項の規定は、健康保険法第四十三条ノハ六第二項の規定による同法第四十三条第三項第二号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局に支払べき一部負担金について準用する。

4 健康保険法第四十三条ノハ第二項の規定は、第一項及び前項の規定により被災健保被保険者が一部負担金の支払を免除された場合には、適

第二十六条 前条第一項の規定により一部負担金（健康保険の入院時食事療養費の額の特例）

の支払を免除した健保保険者（次条から第三十一条まで及び第三十三条において「特例健保保険者」という。）が、平成七年一月十七日から同項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災健保被保険者が受けた食事療養（健康保険法第四十三条第二項に規定する食事療養をいいう。以下この条から第二十八条まで、第三十条及び第三十三条において同じ。）につき同法第四十三条ノ十七第一項の規定により当該被災健保被保険者に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかるらず、当該食事療養につき同項の厚生大臣の定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該厚生大臣に食事療養に要した費用の額）とし、当該厚生大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養については、当該食事療養につき同項の規定により算定した額とする。

一 健康保険の特定療養費の額の特例
一十七条 特例健保被保險者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災健保被保險者が受けた特定療養費に係る療養につき、健康保険法第四十四条第一項の規定により当該被災健保被保險者に対して支給する特定療養費の額は、同条第二項の規定にかかるわらず、第一号に掲げる額（当該療養に食事療養が含まれるときは、当該額及び第二号に掲げる額の合算額）とする。
一 当該療養（食事療養を除く。）につき健康保険法第四十四条第二項第一号に規定する厚生大臣の定めるところにより算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）
一 当該食事療養につき健康保険法第四十三条ノ十七第二項の厚生大臣の定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額）（第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日の翌日以降に受けた食事療養については、同法第四十三条ノ十七第二項の規定により算定した

第二十八条 特例健保保険者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災健保（健康保険の療養費の額の特例）

保被保険者が受けた療養につき健康保険法第十四
条ノ二の規定により当該被災健保被保険者

2 条ノ三第一項の規定にかかるわらず、当該療養（食事療養を除く。）につき算定した費用の額及び当該食事療養につき算定した費用の額を標準として、特例健保保険者が定める額とする。
前項の費用の算定については、療養の給付を受けるべき場合においては健康保険法第四十三一条ノ九第二項の費用の算定、入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては第二十六条の費用の算定、特定療養費の支給を受けるべき場合においては前条の費用の算定の例による。
ただし、その額は現に療養に要した費用の額を

む。)に對して支給する家族療養費の額は、同条第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額ととする。ただし、第一号から第三号までに掲げる場合においては、現に支払うべき療養に要した費用の額を、第四号に掲げる場合においては、第一号から第三号までに規定する額は現に支払うべき療養に要した費用の額を、食事療養について算定した費用の額は現に食事療養に要した費用の額を超えることができない。

一 保険医療機関等(健康保険法第四十四条第一項第二号に規定する保険医療機関等をいいう。以下この条において同じ。)から同法第四十三条第一項各号に掲げる療養(食事療養

第三十一条 特例健保保険者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に被災健保扶養者が受けた指定訪問看護につき健康保険法第五十九条ノ二ノ二第一項の規定により当該被災健保扶養者に係る健康保険の被保険者（同条第三項において準用する同法第五十五条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受けることができる者を含む。）に対して支給する家族訪問看護療養費の額は、同法第五十九条ノ二ノ二第二項の規定にかかわらず、当該指定訪問看護につき同項に規定する厚生大臣の定めの

及び選定療養（同条第二項に規定する選定療養をいふ。以下この条において同じ。）を除く。）を受ける場合 その療養につき算定した費用の額

二 特定承認保険医療機関（健康保険法第四十四条第一項第一号に規定する特定承認保険医療機関をいふ。第四十一条において同じ。）

例により算定した費用の額とする。
(健康保険の日雇特例被保険者に係る特例)

から同法第四十三条第一項各号に掲げる療養（食事療養を除く。）を受ける場合又は保険医療機関等から同項各号に掲げる療養（食事療養を除く。）であつて選定療養に該当するものを受けた場合、その療養につき算定した費用の額

る特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他の事情)をしん酌して厚生省令で定めるものをいう。以下の条及び次条において同じ。又は被災健保被扶養者を有する日雇特例(被保険者に係る健康保険の保険給付について規定は、建物賃食共等によるものとの見合いで

三 保険医療機関等から健康保険法第四十三条 第一項各号に掲げる療養（食事療養及び選定

は、健康保険法第六十九条の三十一の規定にかわらず、次の表の上欄に掲げる規定は、それぞれ同表の下欄に掲げる被災日雇特例被保険者

療養を除く。）及び同項各号に掲げる療養（食事療養を除く。）であつて選定療養に該当するものを受ける場合 第一号及び前号に規定

又は被災健保被扶養者の日雇特例被保険者に係る事項について準用する。

四 前三号に掲げる場合において健康保険法第二条第一項第一号に規定する額の合算額

第二十五条一部負担金の支払の免除の特例
第二十六条入院時食事療養費の額の特例

四十三条第一項第五号に掲げる療養（食事療養を除く。）に併せて食事療養を受ける場合

第二十九条	訪問看護療養費の額の特例
第二十八条	特定療養費の額の特例

2 前三号に規定する額及び当該食事療養につき算定した費用の額の合算額

第三十一条	家族療養費の額の特例
第三十二条	家族訪問看護療養費の額の特例

算定に関しては健康保険法第四十三条ノ九第二項の規定を、前項第二号に規定する療養について

(健康保険の特別療養費の額の特例)
第三十三条 特例健保保険者が、平成七年一月十

ての費用の算定に関しては第二十七条の規定を、同項第四号に規定する食事療養についての費用の算定とは第二十六条の規定と並んで

七日から同年十二月三十一日までの間に被災且雇特例被保険者又は被災健保被扶養者が健康保険法第四十三条第三項第一号若しくは第二号に

費用の算定は関しては第二十六条の規定を準用する。

陰淫第四十三条第三項第一号若しくは第二号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局又は特三回以上三ヶ月間以上同一のもの

二の規定により被災健保被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。

二の規定により被災健保被扶養者に係る家族療養費を支給する場合について準用する。

第二十九条ノ四第一項に規定する指定訪問看護療養費をいう。第四十二条において同じ。)につき同項の規定により当該被災船保被保険者等に対し支給する訪問看護療養費(船員法第八十九条に規定する療養補償に相当する訪問看護療養費及び船員保険法第二十八条ノ三第二項に規定する疾患又は負傷についての訪問看護療養費を除く。)の額は、同法第二十九条ノ四第四項の規定にかわらず、当該指定訪問看護につき同項に規定する厚生大臣の定めの例により算定した費用の額とする。

(船員保険の家族療養費の額の特例)

第四十一条 特例船保保険者が、平成七年一月十七日から同年十二月三十一日までの間に船員保険の被扶養者(船員保険法第三十一条ノ五の規定により家族療養費又は家族訪問看護療養費の支給を受けることができる場合における当該家族療養費又は家族訪問看護療養費の支給に係る当該療養を受ける者を含み、老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。)であつて、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況その他の事情(第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日翌日以降においては、阪神・淡路大震災による特定被災区域における被害の状況、所得の状況その他的事情)をしん酌して厚生省令で定めるもの(以下この条及び次条において「被災船保被扶養者」という。)が受けた療養につき船員保険法第二十一条ノ二第二項又は第三十一条ノ第五項の規定により当該被災船保被扶養者に係る船員保険の被保険者(同条の規定により家族療養費の支給を受けることができる船員保険の被保険者であつた者を含む。)に対して支給する家族療養費の額は、同法第三十一条ノ二第二項の規定にかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第一号から第三号までに掲げる場合においては、現に支払うべき療養に要した費用の額を、第四号に掲げる場合には現に食事療養に要した費用の額を超えることができない。

一 保険医療機関等(船員保険法第二十九条第一項第二号に規定する保険医療機関等をい。以下この条において同じ。)から同法第二十八条第一項第一号から第五号までに掲げ

る療養(食事療養及び選定療養(同条第二項に規定する選定療養をいう。以下この条において同じ。)を除く。)を受ける場合、その療養につき算定した費用の額

二 特定承認保険医療機関から船員保険法第二十八条第一項第一号から第五号までに掲げる(食事療養を除く。)を受ける場合又は保険医療機関等から同項第一号から第五号までに掲げる療養(食事療養を除く。)であつて選定療養に該当するものを受けける場合、その療養につき算定した費用の額

三 保険医療機関等から船員保険法第二十八条第一項第一号から第五号までに掲げる療養(食事療養を除く。)であつて選定療養に該当するものを受けける場合、その療養につき算定した費用の額

四 第一項第一号から第五号までに掲げる療養(食事療養及び選定療養を除く。)及び同項第一号から第五号までに掲げる療養(食事療養を除く。)併せて食事療養を受ける場合、前項第一号に規定する療養についての費用の算定に關しては船員保険法第二十八条第一項第五号に規定する額及び当該食事療養につき算定した費用の額の合算額

五 第一項の規定による失業保険金の支給については、船員保険法第三十三条ノ四、第三十三条ノ八ノ二、第三十三条ノ九、第三十三条ノ十一及び第三十三条ノ十四の規定の適用について厚生省令で特別の定めができる。

第六条 第一項の規定による失業保険金の支給については、船員保険法第三十三条ノ四、第三十三条ノ八ノ二、第三十三条ノ九、第三十三条ノ十一及び第三十三条ノ十四の規定の適用について厚生省令で特別の定めができる。

二 当該船舶所有者の船舶に係る事業が阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、当該船舶所有者に使用される船員保険の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じていること。

一 平成七年一月十七日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していたこと。及び当該被保険者を使用する船舶所有者が負担すべき保険料の額をいう。)の額を免除することができる。

三 前項の確認があつた場合における船員保険法第三章第四節の規定の適用については、その者により厚生大臣の確認を受けなければならない。

四 第一項の規定による失業保険金の支給については、船員保険法第三十三条ノ四、第三十三条ノ八ノ二、第三十三条ノ九、第三十三条ノ十一及び第三十三条ノ十四の規定の適用について厚生省令で特別の定めができる。

五 第一項に規定する船舶所有者に使用される船員保険の被保険者で、高齢継続被保険者に該当するものについては、その者を高齢継続被保険者以外の被保険者とみなして、前各項の規定により失業保険金を支給するものとする。この場合において、第一項の規定において適用される船員保険法第三十三条ノ十二第一項第一号中「四十五歳以上六十歳未満」とあるのは、「四十五歳以上」とする。

第六条 第一項の確認を受けた者(指定期日までの間において従前の船舶所有者との使用関係が終了した者を除く。)は、船員保険法第三章第四節の規定の適用については、指定期日の翌日に従前の船舶所有者に使用されたものとみなす。ただし、指定期日までに従前の船舶所有者の船舶に再び就業するに至った者は、就業の最初の日に使用されたものとみなす。

七 第五項の規定により高齢継続被保険者以外の被保険者とみなされた者と従前の船舶所有者の使用関係が終了した場合には、その使用関係が終了した日後におけるその者に関する船員保険法第三章第四節の規定の適用については、厚生省令で特別の定めをすることができる。

八 第二項の確認に關する処分については、船員保険法第九条ノ四及び第六十三条から第六十六条までの規定を準用する。

九 第二項の確認を受けた者(指定期日までの間において従前の船舶所有者との使用関係が終了した者を除く。)の休業している間の保険料率については、船員保険法第五十九条の規定にか

て失業保険金を支給することができる。ただし、当該被害の状況を考慮して、厚生大臣が別に定める日(以下この条において「指定期日」という。)までの間に限る。

(船員保険の保険料の免除の特例)

第四十三条 船保保険者は、次の各号のいずれにも該当する船舶所有者から申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該船舶

には、当該休業について厚生省令の定めるところにより厚生大臣の確認を受けなければならない。)までの間に限る。

二 前項の規定による失業保険金の支給を受ける船舶所有者が同号に該当しなくなるに至った月の前月(その月が平成八年一月以後であるときは、平成七年十二月)までの期間に納付すべき船員保険の保険料(船員保険法第六十条第一項の規定により船員保険の被保険者(同法第十九条ノ三に規定する被保険者を除く。以下この条において同じ。)及び当該被保険者を使用するものとみなす。)及び当該被保険者を使用する船舶所有者が負担すべき保険料の額をいう。)の額を免除することができる。

三 第一項の規定があつた場合における船員保険法第三章第四節の規定の適用については、その者により厚生大臣の確認を受けなければならない。

四 第一項の規定による失業保険金の支給については、船員保険法第三十三条ノ四、第三十三条ノ八ノ二、第三十三条ノ九、第三十三条ノ十一及び第三十三条ノ十四の規定の適用について厚生省令で特別の定めができる。

五 第一項に規定する船舶所有者に使用される船員保険の被保険者で、高齢継続被保険者に該当するものについては、その者を高齢継続被保険者以外の被保険者とみなして、前各項の規定により失業保険金を支給するものとする。この場合において、第一項の規定において適用される船員保険法第三十三条ノ十二第一項第一号中「四十五歳以上六十歳未満」とあるのは、「四十五歳以上」とする。

六 第一項の確認を受けた者(指定期日までの間において従前の船舶所有者との使用関係が終了した者を除く。)は、船員保険法第三章第四節の規定の適用については、指定期日の翌日に従前の船舶所有者に使用されたものとみなす。ただし、指定期日までに従前の船舶所有者の船舶に再び就業するに至った者は、就業の最初の日に使用されたものとみなす。

七 第五項の規定により高齢継続被保険者以外の被保険者とみなされた者と従前の船舶所有者の使用関係が終了した場合には、その使用関係が終了した日後におけるその者に関する船員保険法第三章第四節の規定の適用については、厚生省令で特別の定めをすることができる。

八 第二項の確認に關する処分については、船員保険法第九条ノ四及び第六十三条から第六十六条までの規定を準用する。

九 第二項の確認を受けた者(指定期日までの間において従前の船舶所有者との使用関係が終了した者を除く。)の休業している間の保険料率については、船員保険法第五十九条の規定にか

かわらず千分の九十七とし、その負担区分については、同法第六十条の規定にかわらず、船員保険の被保険者が千分の四十四を、当該被保險者を使用する船舶所有者が千分の五十三を負担する。

(国民健康保険の入院時食事療養費の額の特例)

第四十五条 国民健康保険の保険者が、平成七年一月十七日から第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災国保被保険者（国民健康保険の被保険者であつて、阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより療養の給付について国民健康保険法（昭和三十三年法律第二百九十二号）第四十四条第一項第二号の措置が執られるべきものをいう。以下この条から第四十八条までにおいて同じ。）が受けた食事療養（同法第三十六条第二項に規定する食事療養をいう。以下この条から第四十八条までにおいて同じ。）に付するべき場合においては、同法第五十二条第一項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定にかかるわらず、当該食事療養にかかるわらず、当該食事療養につき健康保険法第四十三条ノ十七第二項の規定による厚生大臣の定める基準の例により算定した費用の額（その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。）とする。

(国民健康保険の特定療養費の額の特例)

第四十六条 国民健康保険の保険者が、平成七年一月十七日から第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災国保被保険者が受けた特別療養費に係る療養（食事療養が含まれている療養に限る。）につき国民健康保険法第五十四条の三第一項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する特別療養費の額は、同条第二項の規定にかかるわらず、第一号に規定する額及び第二号に規定する額の合算額とする。

(国民健康保険の特定療養費の額の特例)

第四十七条 国民健康保険の保険者が、平成七年一月十七日から第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災国保被保険者が受けた療養につき国民健康保険法第五十四条第一項の規定により当該被災国保被保険者に対する

して支給する療養費の額は、同条第三項の規定にかかるわらず、当該療養（食事療養を除く。）につき算定した費用の額及び当該食事療養につき算定した費用の額を基準として、国民健康保険の保険者が定める。

(国民健康保険の特別療養費の額の特例)

第四十八条 国民健康保険の保険者が、平成七年一月十七日から第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災国保被保険者（同法第五十二条第一項の規定により当該被災国保被保険者に対して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定により当該被災老人医療受給対象者に對して支給する入院時食事療養費の額と定めることとする。）が受けた食事療養（同法第三十六条第二項に規定する食事療養をいう。以下この条から第四十八条までにおいて同じ。）に付するべき場合においては、同法第五十二条第一項の規定により当該被災老人医療受給対象者に對して支給する入院時食事療養費の額と定めることとする。

(国民健康保険の特別療養費の額の特例)

第四十九条 市町村長が、平成七年一月十七日から第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災老人医療受給対象者（老人保健の入院時食事療養費の額の特例）

（老人保健の入院時食事療養費の額の特例）

（厚生年金保険の標準報酬の改定の特例）

(厚生年金保険の標準報酬の改定の特例)

第五十条 市町村長が、平成七年一月十七日から第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災老人医療受給対象者が受けた特定療養費に係る療養（食事療養が含まれている療養に限る。）につき国民健康保険法第五十四条の三第一項の規定により当該被災国保被保険者（同法第六条第一項第三号に規定する船舶所有者）に係る同法第六条第一項第三号に規定する船舶を含む。）の事業が阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の同月から平成七年十二月までのいずれかの月に受けた報酬（同法第三条第一項第三号に規定する報酬）（以下この条及び次条において同じ。）の額が、その者のその月の厚生年金保険の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、厚生年金保険の標準報酬を改定することができる。

(厚生年金保険の標準報酬の改定の特例)

第五十一条 市町村長が、平成七年一月十七日から第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災老人医療受給対象者が受けた食事療養につき老人保健法第三十二条第一項の規定により当該被災老人医療受給対象者に對して支給する食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。

(老人保健の食事療養に係る療養費の額の特例)

第五十二条 市町村長が、平成七年一月十七日から第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災老人医療受給対象者が受けた食事療養につき老人保健法第三十二条第一項の規定により当該被災老人医療受給対象者に對して支給する食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。

(老人保健の食事療養に係る療養費の額の特例)

第五十三条 都道府県知事は、平成七年一月十七日から第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災老人医療受給対象者が受けた食事療養につき老人保健法第三十二条第一項の規定により当該被災老人医療受給対象者に對して支給する食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額とする。

(老人保健の食事療養に係る療養費の額の特例)

第五十四条 都道府県知事は、次の各号のいずれにも該当する厚生年金保険の適用事業所の事業主から申請があつた場合において、必要がある

て、阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより同法第二十八条第八項の規定に基づき一部負担金の支払を免除されるべきものをいう。以下この条から第五十二条までにおいて同じ。）に付するべき場合においては、同法第三十一条の二第一項の規定により当該被災老人医療受給対象者に對して支給する入院時食事療養費の支給を受けるべき場合においては、同法第四十五条の規定を、特定療養費の支給を受けるべき場合においては、同法第五十五条の規定を準用する。ただし、その額は、現に療養に要した費用の額を超えることができない。

(厚生年金保険の標準報酬の改定の特例)

第五十五条 都道府県知事は、平成七年一月十七日から第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災老人医療受給対象者に對して支給する入院時食事療養費の額は、同条第二項の規定により当該被災老人医療受給対象者に對して支給する入院時食事療養費の額と定めることとする。

(厚生年金保険の標準報酬の改定の特例)

第五十六条 都道府県知事は、平成七年一月十七日から第二十五条第一項に規定する厚生大臣が定める日までの間に被災老人医療受給対象者が受けた特定療養費に係る療養（食事療養が含まれている療養に限る。）につき国民健康保険法第五十四条の三第一項の規定により当該被災国保被保険者（同法第六条第一項第三号に規定する船舶所有者）に係る同法第六条第一項第三号に規定する船舶を含む。）の事業が阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者の同月から平成七年十二月までのいずれかの月に受けた報酬（同法第三条第一項第三号に規定する報酬）（以下この条及び次条において同じ。）の額が、その者のその月の厚生年金保険の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく低下した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく低下した月から、厚生年金保険の標準報酬を改定することができる。

(厚生年金保険の標準報酬の改定の特例)

第五十七条 都道府県知事は、前項の規定により厚生年金保険の被保険者の当該改定が行われた月の翌月から平成七年十二月までのいずれかの月に受けた報酬の額が、その者のその月の厚生年金保険の標準報酬の基礎となつた報酬月額に比べて、著しく上昇した場合において、必要があると認めるときは、その月に受けた報酬の額を報酬月額として、その著しく上昇した月から、厚生年金保険の標準報酬を改定することができる。

(厚生年金保険の標準報酬の改定の特例)

第五十八条 厚生年金保険法第二十三条第一項の規定により改定された厚生年金保険の標準報酬について準用する。

(厚生年金保険の標準報酬の改定の特例)

第五十九条 都道府県知事は、次の各号のいずれにも該当する厚生年金保険の適用事業所の事業主から申請があつた場合において、必要がある

と認めるときは、厚生年金保険法第八十二条第一項の規定にかかわらず、当該適用事業所が第二号に該当するに至つた月から当該適用事業所が同号に該当しなくなるに至つた月の前月（その月が平成八年一月以後であるときは、平成七年十二月）までの期間に納付すべき厚生年金保険料（同項の規定により厚生年金保険の被保険者及び当該被保険者を使用する事業主が負担すべき保険料をいう。）の額を免除することができる。

一 平成七年一月十七日において特定被災区域に所在していたこと（当該適用事業所が船舶であるときは、船舶所有者が同日において特定被災区域に住所又は主たる事務所若しくは仮住所を有していたこと。）。

二 当該適用事業所の事業が阪神・淡路大震災による被害を受けたことにより、当該適用事業所に使用される厚生年金保険の被保険者に対する報酬の支払に著しい支障が生じていること。

三 前項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の被保険者が厚生年金基金（以下この項において「基金」という。）の加入員である場合においては、掛金（厚生年金保険法第八十三条第一項に規定する掛け金をいう。以下この項において同じ。）又は徴収金（同法第一百四十条第一項の規定による徴収金をいう。以下この項において同じ。）の額の免除及び当該掛け金又は徴収金の額を免除した基金の加入員の費用の負担に関する必要な事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

（児童手当の拠出金の免除の特例）

第五十五条 児童手当法（昭和四十六年法律第七十三条） 第二十一条第一項に規定する一般事業主のうち次の各号に掲げる者については、同条第二項（同法附則第六条第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該各号に定める期間に納付すべき児童手当の拠出金を（同法第二十条第一項に規定する拠出金をいう。）の額（第二号に掲げる者にあっては、第十一

六条第一項第一号に規定する学校等に勤務する私立学校教職員共済組合の組合員の標準給与に係る拠出金の額とする。)を免除するものとする。

一 前条第一項の規定により厚生年金保険の保険料の額を免除された厚生年金保険の適用事業所の事業主 同項第二号に該当するに至つた月から同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成八年一月以後であるときは、平成七年十二月)まで

二 第十六条第一項の規定により私立学校教職員共済組合の掛金を免除された学校法人等同項第二号に該当するに至つた月から同号に該当しなくなるに至つた月の前月(その月が平成八年一月以後であるときは、平成七年十二月)まで

(適用)

第五十六条 第二十四条、第三十四条、第三十五条、第四十三条及び前三条の規定は平成七年一月一日から、第二十五条から第三十三条まで、第三十六条から第四十二条まで及び第四十四条から第五十二条までの規定は同月十七日から適用する。

第六十六条 国は、政令で定める都道府県が、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の販売施設その他の共同施設であつて政令で定めるもの災害復旧事業に要する経費につき四分の三を下らない率により補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助を要する経費（当該都道府県が四分の三を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する経費を除いた経費）の三分の一を補助する。

（中小企業信用保険法の特例）

第六十七条 中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第三条の二第一項に規定する無担保保険（以下この条において「無担保保険」という。）の保険関係であつて、阪神・淡路大震災関連保証（同項に規定する債務の保証（その保証について担保（保証人（通商産業大臣が指定する者を除く。）の保証を含む。）を提供させないものに限る。）であつて、政令で定める日までに行われた次の各号に掲げる者の事業（第二号に掲げる者にあっては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業）の再建その他の経営の安定に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。）を受けた当該各号に掲げる者に係るものについての同項及び同条第三項の規定の適用については、同条第一項中「保険金額の合計額が八千万円」とあるのは「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第六十七条第一項に規定する阪神・淡路大震災関連保証（以下「阪神・淡路大震災関連保証」という。）に係る保険関係の保険金額の合計額及びその他の保険関係の保険金額の合計額がそれぞれ千万円及び八千万円」と、同条第三項中「当該保証をした借入金の額が八千万円（当該債務者」とあるのは「阪神・淡路大震災関連保証及びその他の保証」と、当該保証をした借入金の額がそれぞれ千万円及び八千万円（阪神・淡路大震災関連保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、「八千万円から」とあるのは「それぞれ千万円及び八千万円から」とす

二 中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前号に掲げる者を含むもの

3 2 1
阪神・淡路大震災関連保証を受けた中小企業者一人についての無担保保険の保険関係であつて政令で指定するものの保険額の合計額の限度額は、政令で定める。

無担保保険の保険関係であつて、阪神・淡路大震災関連保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条の二第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条の二第二項中「百分の八十」とあるのは、「百分の九十」と、同法第五条中「百分の七十(無担保保険)」とあるのは、「百分の七十(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第六十七条第一項に規定する阪神・淡路大震災関連保証に係る無担保保険)」と、

4 九
中小企業信用保険法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下この条において「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、阪神・淡路大震災関連小口保証(同項に規定する債務の保証(その保証について担保(保証人(通商産業大臣が指定する者を除く。)の保証を含む。)を提供させないものに限る。)であつて、政令で定める日までに行われた次の各号に掲げる者の事業(第一号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業)の再建その他の経営の安定に必要な資金に係るものをいう。以下この条において同じ。)を受けた当該各号に掲げる者に係るものについての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項中「保証人」とあるのは、「保証人(阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第十六条第七条第四項に規定する者を除く。)と、「保険額の合計額がそれぞれ千二百万円及び千二百五十五万円」とあるのは、「阪神・淡路大震災関連小口保証(以下「阪神・淡路大震災関連小口保証」という。)に係るものにあつては、通商産業大臣が指定する者を除く。)と、「保険額の合計額が千二百五十万円」とあるのは、「阪神・淡路大震災関連小口保証に係る保険関係の保険額の合計額及びその他の保険関係の保険額の合計額がそれぞれ千二百万円及び千二百五十五万円」とあるのは、「阪神・淡路大震災関連小口保証」という。)

円万円」と、同条第二項中「当該保証をした借入金の額が千二百五十万円（当該債務者）とあるのは「阪神・淡路大震災関連小口保証及びその他の保証ごとに、当該保証をした借入金の額がそれぞれ千万円及び千二百五十万円（阪神・淡路大震災関連小口保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、「千二百五十万円から」とあるのは「それぞれ千万円及び千二百五十万円から」とする。

二 第一項第一号に規定する地域内に事業所を有し、かつ、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けた中小企業信用保険法第二条第三項に規定する小規模企業者（次号において「小規模企業者」という。）

三 中小企業等協同組合その他の主として小規模企業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前号に掲げる者を含むもの

四 特別小口保険の保険関係であつて、阪神・淡路大震災関連小口保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条の三第四項において準用する同法第三条の二第二項及び同法第五条の規定の適用については、同法第三条の二第二項中「百分の八十」とあるのは「百分の九十五」と、同法第五条中「百分の七十（無担保保険、特別小口保険）とあるのは「百分の七十（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第六十七条第四項に規定する阪神・淡路大震災関連小口保証に係る特別小口保険）にあつては百分の九十、その他の特別小口保険、無担保保険」とする。

五 無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、阪神・淡路大震災関連保証又は阪神・淡路大震災関連小口保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかるわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

第六十八条 削除

第六十九条 商工組合中央金庫は、次に掲げる者に対して、その事業（第二号に掲げる団体にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業）の再建に必要な資金を政令で定める日までに貸し付ける場合には、同号に掲げる者に対する貸付金にあつては「一人又は一団体につき三千万円を、第二号に掲げる団体に對する貸付金（その直接又は間接の構成員であつて、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業）の再建に必要な資金を政令

る第一号に掲げる者に転貸されるものに限る。又は間接の構成員たる第一号に掲げる者一人又は一団体につき三千万円をそれぞれ超えない範囲内において政令で定める額を限度として、政令で定めるところにより当該貸付け後三年間は年三パーセントの利率により、その後二年間は政令で定める利率により貸し付けるものとし、國は、必要と認める場合には、政令で定めるところにより、当該貸付けにつき、貸付け後五年間を限り利子補給金を支給する旨の契約を商工組合中央金庫と結ぶことができる。

一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、阪神・淡路大震災により著しい被害を受けていた中小企業者、協業組合及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体で政令で定めるものであつて、当該地域内にあるその者の事業の事業所又は主要な事業用資産の阪神・淡路大震災による損失額が当該事業所若しくは主要な事業用資産の価額又はその者の事業による総収入に比し政令で定める程度以上である旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

二 中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前号に掲げる者を含むもの

(適用等)

第七十一条 第六十七条及び前条の規定は、平成七年一月十七日から適用する。

2 前条の規定の施行前に阪神・淡路大震災に際し激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十五条第一項の規定に基づき同条第二項に規定する特別被害者及び同条第二号に掲げる団体の直接又は間接の構成員である同条第二項に規定する特別被害者に転貸される当該団体に対して行われた商工組合中央金庫の貸付けは、前条の規定に基づいて行われたものとみなす。

第八章 運輸省関係

第七十二条 国は、予算の範囲内において、港湾法第五十五条の七第一項の規定により神戸港における特定用途港湾施設の建設又は改良に係る資金につき港湾管理者から貸付けを受けた者に特定期間内に於ける運送の運賃の割合を定め、その割合に依り該運送の運賃を算定する。

対し、当該貸付けに係る特定用途港湾施設のうち政令で定める施設であつて阪神・淡路大震災により被害を受けたものの災害復旧事業（災害にかかる施設を原形に復旧すること（原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をすることを含む。）を目的とする事業及び災害にかかる施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合においてこれに代わるべき必要な施設をすることを目的とする事業をいう。次条において同じ。）に要する費用の一部を補助することができる。

（特定用途港湾施設の災害復旧事業に係る資金の貸付け）

第七十二条 前条に規定する貸付けを受けた者が管理する当該貸付けに係る特定用途港湾施設（同条の政令で定める施設を除く。）であつて阪神・淡路大震災により被害を受けたものの災害復旧事業に要する費用については、当該費用を特定用途港湾施設の建設又は改良に要する費用とみなして、港湾法第五十五条の七第一項及び第三項から第五項までの規定を適用する。

第七十三条 削除

第九章 労働省関係

（雇用保険法による雇用安定事業等の特例）

第七十四条 特定被災区域内に所在する事業所に、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第四条第一項に規定する被保険者（以下この条において「被保険者」という。）として雇用される旨が平成七年一月十七日前に約された者であつて、現に当該事業所に被保険者として雇用されることとなつているもの（以下この条において「内定者」という。）については、該事業所に被保険者として雇用されることとなる日（その日が平成八年三月三十一日後の日であるときは、同月三十一日）までの間、当該内定者を被保険者とみなして、同法第四章の規定を適用する。

第十章 建設省関係

（改良住宅等に対する補助）

第七十五条 国は、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第一条第二項に規定する施行者である特定被災地方公共団体に対し、阪神・淡路大震災による被害を受けた同条第六項に規定する改良住宅又は同条第七項に規定する施設の災害の復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その十分の人を補助する。

(都市施設に対する補助)
第七十六条 国は、特定被災地方公共団体に対し、阪神・淡路大震災による被害を受けた都市施設で政令で定めるものの災害の復旧に要する費用について、予算の範囲内において、その十分の人を補助する。
(独立行政法人住宅金融支援機構の行う融資)
第七十七条 独立行政法人住宅金融支援機構は、独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)第十三条第一項に規定する業務のほか、阪神・淡路大震災により、人の居住の用に供する家屋(主として人の居住の用に供する土地に擁壁の用に供する家屋を含む。)の用に供する土地に擁壁の用に供する施設損壊その他の被害が生じた場合において、当該土地の補修に必要な資金を貸し付けることがができる。
第七十八条 削除
第十一章 自治省関係
(消防施設の復旧に要する経費の補助)
第七十九条 国は、特定被災地方公共団体である市町村に対し、当該市町村が行う阪神・淡路大震災により被害を受けた消防の用に供する施設であつて、政令で定めるもの復旧に要する経費について、予算の範囲内において、その三分の一を補助する。
(地方債の特例)
第八十条 次に掲げる場合においては、阪神・淡路大震災により被害を受けた地方公共団体での区域の全部又は一部が特定被災区域内にあるもののうち政令で定めるものは、平成六年度及び平成七年度に限り、地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)第五条第一項及び灾害対策基準(昭和三十六年法律第二百二十三号)第百二条の規定にかかわらず、地方債をもつてその財源とすことができる。
一 地方税・使用料・手数料その他の徴収金で、自治省令で定めるものの阪神・淡路大震災のための減免で、その程度及び範囲が被害の状況に照らし相当と認められるものによって生ずる財政収入の不足を補う場合
二 阪神・淡路大震災に係る災害予防、災害応急対策又は災害復旧で自治省令で定めるものに通常要する費用で、当該地方公共団体の負担に属するものの財源とする場合
三 前項の地方債は、資金事情の許す限り、国が資金運用部資金又は簡易生命保険特別会計の積

第一条（施行期日）この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。